

国際教養大学

目 次

I	認証評価結果	2-(5)-3
II	基準ごとの評価	2-(5)-4
	基準1 大学の目的	2-(5)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(5)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(5)-9
	基準4 学生の受入	2-(5)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(5)-15
	基準6 教育の成果	2-(5)-21
	基準7 学生支援等	2-(5)-24
	基準8 施設・設備	2-(5)-29
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(5)-32
	基準10 財務	2-(5)-36
	基準11 管理運営	2-(5)-38
<参 考>		2-(5)-43
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(5)-45
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(5)-46
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(5)-48
iv	自己評価書等	2-(5)-53
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(5)-54

I 認証評価結果

国際教養大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 国際公募、契約制、任期制、評価制、年俸制などにより、教員組織の活動を活性化するための適切な措置が採られている。
- すべての授業を英語で行うとともに、海外留学を義務化していることは、当該大学の特色である。
- 平成16年度に文部科学省現代GPに採択された「国際的通用性のある人材育成を目指して－英語力の抜本的向上のための教育実践－」は、英語・ビジネス学習機会の提供、海外大学とのビジネスカリキュラムの共同開発及び独自英語教材開発などにより、英語力の向上につなげている。
- 単位の実質化への配慮が十分になされている。
- すべての授業科目に科目コードを付し、学修の進捗に適した履修を可能にしている。
- 1年次における全寮制は、授業時間外の学習習慣が身に付き、それを支えあう学生間又は学生と教職員間の良好な関係が構築されやすい環境を備えており、当該大学の特色である。
- 24時間・365日開館の図書館の設備充実・運営は学生へのサービスに主眼が置かれ、十分有効に活用されている。
- 教育の質の向上とその改善のためのシステムとして、データ収集、学生の意見聴取、学外関係者からの意見活用、評価結果のフィードバック、教育課程の見直し、各教員の教育の質向上のための努力、FD、SD等が全学を挙げて行われており、実効を上げている。
- 管理運営の重要性を認識し、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定と組織管理がなされている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の2年次編入においては、入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学としての基本的方針及び達成しようとしている基本的成果などは、学則第 1 条に「国際教養大学は、英語をはじめとする外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力ある人材を養成し、国際社会及び地域社会に貢献することを目的とする。」と定められている。

また、中期目標において大学の基本的な目標は「グローバル化の進展に伴い、政治、経済をはじめとする世界の動向は国家間を超えて、地球規模で多様な展開をしている。このような国際社会を舞台に、実践力を備えた人材の養成を目指す国際教養大学は、実学重視の教育・研究と効率的な大学経営を実践し、自主・自立の大学運営を目指すものとする。」と定められている。

さらに、学則第 3 条第 3 項に「前項に規定する学部（国際教養学部）に置く課程ごとの人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。」として、グローバル・ビジネス課程に関しては「経済及びビジネスを基本に広く学際的な教育を提供し、生涯学習の基礎を養うと共に、創造力、判断力、独自性及びグローバルな視野を備えた人材を育成する。」と定められている。また、グローバル・スタディーズ課程に関しては「北米又は東アジアを中心とした地域について学び、グローバル化の進む今日の国際化社会において活躍するために必要な知識と異文化理解、分析力を備えた人材を育成する。」と定められている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則に、「国際教養大学は、英語をはじめとする外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力ある人材を養成し、国際社会及び地域社会に貢献することを目的とする。」と定められている。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

平成 20 年 4 月に専門職大学院グローバル・コミュニケーション実践研究科を開設し、大学院学則第 2

条に「本学大学院は、現代の国際社会にあつて、高度なコミュニケーションの理論と実践にかかる実践的なコミュニケーションに関する教育研究を行い、高度な知識と実践力、指導力を備えた教育・研究者や専門的な人材を養成することを目的とする。」と規定している。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的は、学則や中期目標に定められ、その内容は大学のウェブサイトで閲覧可能である。また、教職員及び学生全員に配付する学生便覧には、学則、大学の目標、養成する人材像などが記載されている。入学式における学長式辞や新年度の教職員への学長訓辞の中にも大学の目的について言及があり、教職員及び学生に十分周知されている。

これらのことから、目的が大学の構成員に十分周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の目的は、大学のウェブサイトや『Akita International University (大学案内パンフレット)』などに掲載されている。入学者選抜要項には、大学の理念が掲げられており、入学希望者に配布されている。オープンキャンパス、大学説明会、企業説明会、高等学校訪問などにおいてもこれらの資料を配布するなど、広報に努めている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学生が国際教養（International Liberal Arts）を持った人材になることを目的としている。具体的には「英語をはじめとする外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力のある人材の養成」を目指している。そのため、国際教養学部を置き、その中にグローバル・ビジネス課程とグローバル・スタディズ課程を擁し、すべての授業を英語で行い、少人数教育、全学生に1年間海外留学を義務付ける等、21世紀に活躍する人材の養成のために新しい教育の試みがなされている。

これらのことから、学部及びその課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

グローバル・ビジネス課程とグローバル・スタディズ課程の2つの専門課程には専門課程長、英語集中プログラム（EAP: English for Academic Purposes）及び日本語教育にはディレクター、基盤教育（BE: Basic Education）には代表を置き、それぞれのプログラム実施について責任を持っている。学部全体の教育プログラムには学務部長が責任を持ち、教養教育の改善、科目開設・実施、単位認定などは教育研究会（学長、副学長（2人）、Dean（学務部長、国際交流部長、学生部長）、Director（グローバル・ビジネス課程長、グローバル・スタディズ課程長、英語集中プログラムディレクター）、Head（基盤教育代表）の10人で構成）が審議し、責任を有している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、平成20年4月に、専門職学位課程として、グローバル・コミュニケーション実践研究科グローバル・コミュニケーション実践専攻の1研究科1専攻が設置され、平成20年9月から学生受入を行っている。なお、この専攻は、英語教育実践領域、日本語教育実践領域及び発信力実践領域の3つの領域から構成されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的センターとして、言語異文化学習センター（LDIC : Language Development and International Studies Center）、起業家リーダーシップ研究育成センター（CELS : Center for Entrepreneurship and Leadership Studies for Regional Economies）及び地域環境研究センター（CRESI : Center for Regional Sustainability Initiatives）がある。

言語異文化学習センター（LDIC）は、学生が自ら設定した言語習得や異文化理解のための目標を達成できるようサポートするため設置したものであり、指導教員が学生一人一人の外国語習得能力（読解力、速読力、聞き取り能力など）を判定して、学生がDVDやオーディオ・ブックなどの視聴覚教材やコンピュータを使って英語をはじめとする外国語能力の向上を図ることができるよう指導している。

起業家リーダーシップ研究育成センター（CELS）は、起業やリーダーシップの研究や実務家の講演などの教育活動を行っている。

地域環境研究センター（CRESI）は、主に秋田県内の自然・文化・伝統資源の持続的管理運営に関する学術調査を行い、地域活性化に貢献するような教育に結び付けようとしている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

学則第20条により、教授会（学長、副学長、教授、准教授、助教及び講師で構成）が設置され、学生の入学、休学、復学等、身分に関する事項及び学長から諮問を受けた教育研究に関する重要事項を審議し、年5回開催している。教育研究に関わる重要事項に関しては、教育研究会議で審議し、年11回開催している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

英語集中プログラム（EAP）、基盤教育（BE）及び日本語教育プログラムには、ディレクター又はヘッドが置かれ、2つの専門課程には課程長が置かれている。学部全体のプログラム運営の責任は学務部長が掌握している。教育課程や教育方法の検討に当たっては、各プログラムの faculty meeting において調査・検討するとともに、関連するプログラム間での教育課程や教育方法に関しては合同 faculty meeting を開き検討している。

Faculty meeting には必要に応じて staff（事務職員）も参加し、学生の履修動向、留学等についての情報交換、意見交換も行われ、ほぼ月1回の頻度で開催している。教育全般のあり方、基本方針その他重要事項については、年11回開催される教育研究会議で審議している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育研究会議、教授会、各プログラムの faculty meeting の役割分担が明確になされ、適切に機能している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

国際社会で通用する実践力を備えた人材を養成するという立場から、大学設置認可時の計画に沿って、国際公募、契約制、任期制、評価制、年俸制により教員を確保している。

1学部2課程の組織として、教員は各課程に所属するとともに、リベラルアーツ教育を体現化するため、英語集中プログラム、基盤教育、専門教養教育（グローバル・ビジネス課程、グローバル・スタディズ課程）、教職課程及び日本語・日本研究プログラムにも分属して、教育に従事している。

それぞれのプログラムの責任者として課程長、代表、ディレクターを配置している。なお、これらの長は、学生の学修支援、学生の在籍、教育課程の編成などの事項を審議する教育研究会議のメンバーでもあり、各課程・プログラムなどに分属する教員の評価を行っている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

国際教養大学 Fact Data（平成20年11月）によれば、国際教養学部の専任教員は42人でそのうち外国人教員は19人、非常勤教員は54人でそのうち外国人教員は8人である。また、グローバル・コミュニケーション実践研究科の専任教員は12人（うち2人は国際教養学部と兼務）でそのうち外国人教員は5人、国際教養学部にも所属して同研究科の科目を担当する兼任教員は4人でそのうち外国人教員は2人、非常勤教員は12人でそのうち外国人教員は3人となっている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

大学設置基準第13条に定められた専任教員数は26人であるが、国際教養学部には42人の専任教員が在職している。学部教育に従事する専任教員のうち教授は17人（うち5人は専門職大学院との兼務）である。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

当該専門職学位課程における専任教員数は、グローバル・コミュニケーション実践研究科が12人（うち教授9人、実務家教員3人）となっている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

国際教養大学Fact Data（平成20年11月）によれば、専任教員52人中、教授19人、准教授8人、助教16人、講師9人となっておりバランスが取れている。教員の男女比率は男性37人、女性15人となっている。外国人教員数は23人であり、全教員の44%を占めている。国際公募制に加えて、教員評価に基づく任期制、年俸制等を採用している。教員、職員ともに評価に基づく任期制を採用しており、開学後3年経過した初めての任期更新の際には、任期が更新されない事例も見られた。なお、現在は定年を定めていない。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

国際教養大学教員採用及び昇任規程により、採用基準、昇任基準などは明確に定められている。

新規採用については書類審査に加え、シラバス案の提出、英語による模擬授業、及び面接により教育上の指導能力を審査している。昇任に当たっては、教員のそれまでの教育分野での評価が検討されるほか、学生アドバイジングの状況についても参考にするなど、教育上の指導能力の評価が重要視されている。採用及び昇任とも、選考委員会の審議結果は、教育研究会議に付議され、大学経営会議が教育研究会議の意見を参考に最終決定している。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

公立大学法人国際教養大学教職員就業規程第10条に定められた公立大学法人国際教養大学教職員評価規程では、教員評価において学生による評価、同僚評価、評価方法などが適切に定められている。

具体的には、 Semesterごとの学生による授業評価、年度ごとの教員の総合評価により行われている。春 Semesterの終了時に、学生による授業評価を全科目について行い、秋 Semesterの開始時に、質問票の集計結果と、学生コメントを課程長、代表、ディレクターから各教員へ手渡し、教育活動の改善に関するフィードバックを行っている。秋 Semester終了時にも、同様の学生評価を全科目について実施している。事務局は教員ごとに1年分のデータを作成し、課程長、代表、ディレクターに還元している。1年に1度以上、2人以上の教員によって実施される同僚評価及び教員自身が「教育」、「学務」、「地域・国際貢

献」及び「研究」の4分野についてまとめた自己評価申告書が課程長、代表、ディレクターに提出される。課程長、代表、ディレクターは、これらの資料を基に、教員評価方法に従い、課程長、代表、ディレクターとしての評価を実施している。課程長、代表、ディレクターによる各教員の評価案に、事務局長、学長が必要な評価を加え最終調整したものが、大学経営会議に付議され、各教員の評価を決定している。評価結果は書面で各教員に通知するとともに、年俸にも反映されている。不服がある場合は学長に書面で異議申立てを行うことができる。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

シラバスに記載された教育内容と教員の研究活動を比較することにより、その関連を確認できる。具体例としては、「東アジア研究概論」及び「グローバル研究概論」を担当する学長は「東アジアの政治胎動－日・中・台湾」という論文を公表している。また、「国際ビジネス」、「企業財務」及び「戦略的マネジメントのケーススタディ」を担当するグローバル・ビジネス課程の教授は「Postwar Japanese Economy」を、「東アジア研究概論」、「グローバル研究概論」、「グローバル研究セミナー」、「北東アジアの研究概論」及び「韓国／朝鮮社会構造論」を担当するグローバル・スタディズ課程の教授は「The Complete Idiot's Guide to Understanding North Korea」をそれぞれ著している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育支援体制を強化するため、平成20年4月、従前の教学課を教務課と学生課に改組している。平成20年5月1日現在、教務課は、教育課程などを担当する教務チームと学生の履修支援などを担当する履修チームで構成され、4人のプロパー職員のほか、3人の秋田県からの派遣職員、秋田大学からの交換研修生1人など計10人のスタッフが教務担当として従事している。また、学生の情報教育及び学内情報システムに係る技術的支援をするため、准教授兼情報専門職員1人を配置している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 国際公募、契約制、任期制、評価制、年俸制などにより、教員組織の活動を活性化するための適切な措置が採られている。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

入学者選抜は、①学ぶことへの意欲が強く、鋭い問題意識を持っている学生、②国際社会の様々な分野で活躍できるような実践的 foreign language（特に英語）の力と幅広い教養を身につけたいと考えている学生、③世界の多様な文化や言語、歴史や社会、そして国際関係について強い関心と探究心を持っている学生、を受け入れることを目的とし、多様な入学試験（4種類の一般選抜試験、AO・高校留学生選抜試験、推薦入学試験、帰国生選抜試験、外国人留学生選抜試験、社会人選抜試験などの特別選抜試験など）を実施している。教育の目的や、入学者選抜方針等は、入学者選抜要項、大学案内パンフレット、大学のウェブサイトなどを通じて周知されている。

なお、グローバル・コミュニケーション実践研究科のアドミッション・ポリシーは、「9月入学」、「ギャップイヤー制」、「実践的、国際的なコミュニケーションや国際的な発信力の向上に対する熱意と能力または可能性を有する者」、「本研究科での学習に関連した分野に、将来従事することが見込まれる者」、「授業が英語で行われることから、受講に支障のない英語力を有する者」と定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

受験科目や時期により異なる4種類の一般選抜試験やAO・高校留学生選抜試験、推薦入学試験、帰国生選抜試験、外国人留学生選抜試験、社会人選抜試験などの特別選抜試験など、多様な試験を実施している。全国7会場（札幌、秋田、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡）で一般選抜試験を実施し、特別選抜試験は秋田のみで実施している。

一般選抜試験では大学入試センター試験及び個別学力試験、AO・高校留学生選抜試験では志望理由書・調査書・英語小論文及び面接、推薦入学試験では推薦書・志望理由書・調査書・英語小論文及び面接、社会人選抜試験及び外国人留学生選抜試験では所定以上の英語能力、帰国生選抜試験では志望理由書・出身学校の成績証明書・英語小論文及び面接により判定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生については、中期目標において「多様な異文化交流ができるキャンパス環境を確保する観点から、多国籍の留学生を安定的に受け入れる。（常時50名以上の留学生の確保を目標とする。）」ことを定めており、これに基づき、正規学生については、入学者選抜要項に定員、出願資格、出願要件、選抜方法などを記載している。また、主に提携大学からの学生を対象とする短期留学生については、国際関係委員会において、出願資格、出願要件、選抜方法などを決定し、提携大学に通知している。これらについては、英文、和文パンフレットや大学のウェブサイトにも掲載している。正規学生については入学試験委員会、短期留学生の場合は国際関係委員会にて選考が行われた後、教育研究会議にて正式に決定・承認されている。留学生は平成19年度には74人在学したが、正規学生は3人である。

社会人選抜試験や編入学選抜試験についても、入学試験委員会にて募集人員、出願資格、出願要件、選抜方法などを決定し、入学者選抜要項に掲載すると同時に、大学のウェブサイトや大学案内パンフレットにも記載されている。社会人選抜試験については、平成20年度入試では応募がなかった。編入学選抜試験については、平成20年度入試では、3人が応募、合格している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験委員会を設置し、学生の募集に関すること、入学者選抜方法に関することなど、学生選抜に係る事項を審議している。委員会構成については、教職員のほか、大学入試事情や進学事情などに精通している有識者を委員として委嘱している。

入試問題の作成に当たっては、出題内容や出題者、配点などに関し、特定の教職員からなる入学試験出題委員会にて協議・決定されている。特別選抜試験及び一般選抜試験（9月入学）は秋田会場のみで実施されており、当該大学の教職員が面接、試験監督、受験生の誘導、保護者対応などすべての業務を行っている。その際には、事前に作成したマニュアルを基に、教職員を対象とした説明会を実施することにより、円滑かつ公正な試験を実施している。

一般選抜試験（A、B、C日程）は、全国7会場（札幌、秋田、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡）で実施されており、秋田会場に総合本部、その他の6会場では試験実施本部が設置され、当該大学より派遣された教職員が本部長となっている。秋田の総合本部及び各会場の本部長の指示の下、各会場では当該大学より委託を受けた業者の係員が本部運営、試験監督、誘導などの業務を行っている。各会場の本部長に対しては、事前に作成したマニュアルを基に、本部長としての業務に関する説明を行っている。また、委託業者に対しては、事前に当該大学が作成したマニュアルを配付すると同時に、口頭で業務に関する入念な説明を行っている。秋田会場については、当該大学の教職員のみで対応しており、事前の説明会などにより各自担当者に対し重要事項の徹底を図っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

中期目標に定められている「全国から意欲のある有為な学生を広く募集するとともに、より多くの県内出身学生の確保に努める。（一般選抜試験の平均受験倍率は、5倍以上の確保を目標とする。）（県内出身入

国際教養大学

学者割合は、30%以上の確保を目標とする。)』という学生の確保に関する目標に基づき、高等学校訪問、キャンパスツアーや説明会の開催、大学のウェブサイトや様々な媒体への広告の掲載、大学案内パンフレットなどの広報資料の作成などを実施しており、これらの計画、実績については、毎年、自己点検・評価を行っている。また、入学者選抜、学生募集、可否の判定などの方針に関する調査・研究については、入学試験委員会において協議、検証されている。同委員会での協議を基に学生募集、入学者選抜などの戦略が策定されている。特に、募集定員の増員や9月入学の実施については、同委員会での議論の上に、実施が決定されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 16～20 年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。(ただし、平成 20 年 4 月から学生受入を開始した国際教養学部(2年次編入)及び平成 20 年 4 月に設置され、平成 20 年 9 月から学生受入を開始したグローバル・コミュニケーション実践研究科については、平成 20 年度の1年分。)

[学士課程]

- ・ 国際教養学部 : 1.17 倍
- ・ 国際教養学部(2年次編入) : 0.60 倍

[専門職学位課程]

- ・ グローバル・コミュニケーション実践研究科 : 0.70 倍

なお、国際教養学部(2年次編入)については0.60倍と入学定員充足率が低い。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、学士課程の2年次編入を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の2年次編入においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。

「英語をはじめとする外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力のある人材の養成」を教育目的とし、「グローバル・ビジネス」、「グローバル・スタディズ」を専攻分野とする「学士」の学位を授与しており、教養教育と専門教育に分けて授業科目が配置され、すべての授業が英語で行われている。

4年間を通じた教養教育が実施されている。1年次には英語集中プログラム(EAP)が、その終了後には基盤教育(BE)、専門教養科目へと進んでいく。英語集中プログラム(EAP)は授業を受講できる水準にまで英語運用能力を高めるためのものであり、英語集中プログラム(EAP)では基盤教育(BE)に進むための条件としてTOEFL500点以上かつGPA2.00以上であることが要求されている。基盤教育(BE)とグローバル・ビジネス及びグローバル・スタディズの2つの専門教育のそれぞれに必修科目、選択必修科目が配置され、教育課程として体系化されている。

基盤教育(BE)では人文科学、社会科学、自然科学、数学等の幅広い知識と教養を身に付けることを目的としている。基盤教育(BE)ではコミュニケーション科目、ベーシック・スタディズ科目、グローバル・スタディズ科目及び日本語・日本学科目の各科目群を設け、必修若しくは選択必修科目を設けてい

る。専門課程に進むためには英語集中プログラム（EAP）を除く 30 単位の修得が必要となっている。

学生は基本的知識を習得した後に専門課程や留学に進むことになっている。さらにインターンシップやキャリアディベロップメントに関する科目を授業科目として配置するなど、グローバル社会で実践力のある人材を育成するという目的を達成するための教育課程の体系が編成され、これに基づいて授業科目の配置がなされている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

英語集中プログラム（EAP）においては、授業科目を学生の能力に合わせてEAPⅠ～Ⅲの3つのレベルに分け、それぞれのレベル別に「読む」、「書く」、「聴く」、「話す」、「自主学習」、「コンピューター基礎」、「TOEFL準備」を中心とした授業科目が配置されている。上のレベルに進級するためにはTOEFLのスコア基準と、英語集中プログラム（EAP）における一定の基準を満たさなければならず、進級のためには確実に実力を付けることが要求されている。

基盤教育（BE）においては、コンピュータ・リテラシーや英語能力をさらに強化するコミュニケーション科目、基盤教育（BE）の中核を形成するグローバル科目に分かれ、グローバル科目はさらに、ベーシック・スタディズ科目、グローバル・スタディズ科目、日本語・日本学科目に分かれている。

ベーシック・スタディズ科目は、社会科学、人文科学、自然科学及び数学を中心に、これら諸科学の基礎的理論や学説を学び、理解を深めることを目的とし、社会科学には、社会学、法学、経済学、政治学、情報科学などが、人文科学には、芸術、芸術史、文学、歴史学、心理学、文化人類学などが、自然科学には物理、化学及び生物が、数学には代数学、統計学及び教養数学が配置されている。

グローバル・スタディズ科目は、多様な社会、文化、世界の今日的な諸問題を地球規模的な観点から学び、理解を深めることを目的とし、グローバル研究概論をはじめ、国際関係論や平和科学、文明論などが配置されている。日本語・日本学科目は、日本語教育関連科目をはじめ、日本社会入門、日本史、日本の政治、日本文学、日本のビジネス文化、日本の宗教、日本の伝統芸能、東北文化入門、秋田文化入門などで構成され、これらの科目を学ぶことで日本人としての基本的なアイデンティティを形成することを目的としている。履修する科目分野のバランスを保つため、リベラルアーツ要件が設定され、各分野においてそれぞれ必修科目が課されている。

専門課程においては、専門基礎科目、専門核科目及び専門応用科目と段階的に分けられている。グローバル・ビジネス課程の専門基礎科目としては、会计学原理及びマクロ経済学を学び、専門核科目（10科目必修）では、国際政治と経済、企業財務、マーケティング原理、国際ビジネス、企業戦略論などを学び、さらに専門応用科目としてマーケティング・リサーチ、国際金融、ケーススタディ、起業家精神などの科目から選択することとなっている。

グローバル・スタディズ課程においては、北米分野、東アジア分野に分かれて体系的な学修ができるようになっている。専門基礎科目ではそれぞれの地域の歴史、政治、経済、法制度など地域研究の基礎を学ぶとともに、英語以外の語学学習も選択でき、専門核科目では、それぞれの地域の様々な社会様相を分析、研究し、専門応用科目では、北米、東アジアの共通科目とし、国際社会を大局的に捉えうる知識を身に付け、学習の総仕上げとしている。留学体験修了後の4年次学生が対象の研究セミナーではそれまで学んだ知識や技術を体系化し、研究レポートとチュートリアル方式による指導によって実践力を養成している。

シラバスは各プログラムの faculty meeting で検討され、授業内容が教育課程におけるそれぞれの教育段階、教育分野、目的に沿って効率的に知識を習得できるよう工夫されている。また、海外留学が全員必

修であることから、留学中に海外の大学での学修が支障なく行われ、帰国後、卒業までの学修に結び付くような授業科目の内容の連続性に対する配慮と、履修に関する個別のアドバイジングが教員によって行われている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

教員は学会での研究発表、論文その他出版など様々な研究活動を積極的に行っており、その成果が授業に反映されている。教員の研究活動を支援するため、科学研究費補助金などの応募を奨励するとともに、学長プロジェクトが設置され、採択された研究には奨励金が支給され、これらの成果が授業に反映されている。平成20年度には、紀要の発行などを含めた研究と学術資源の共有へ向けた全学的な支援体制を強化するため、研究評価部長 (Dean of Research Evaluation) 職を新たに設置している。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成 (例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士 (博士前期) 課程教育との連携等が考えられる。) に配慮しているか。

急速に変動する現代社会のニーズ、学生の多様なニーズに応えるために、1年間の海外留学を義務付け、米国、欧州、アジア、オセアニア各地の約75校 (平成19年3月現在) におよぶ大学と学生交換交流協定を結び、学生の派遣と受入を行っている。協定校は、研究重視の総合大学、学部教育中心の大規模大学、教養教育を重視するリベラルアーツカレッジなどとなっており、教員によるアカデミックアドバイジングを通じ、学生の能力、関心や目標に合わせた留学先の選択と履修科目の選択が行われている。留学中に履修した科目と単位は、一定の成績要件を満たした場合単位認定を行い、1年間で25~30単位を認定している。

平成19年3月には米国ミネソタ州立ウィノナ大学、ハムリン大学とグローバル・ビジネス課程においてデュアルディグリー協定に向けての覚書きを締結している。

インターンシップは、開学当初から2単位の必修科目として設定し、平成20年度からは3単位の選択科目としている。

平成19年度には「大学コンソーシアムあきた」に加入し、地域の高等教育機関との連携を深めている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

英語集中プログラム (EAP) の進級に当たっては、レベル別に進級条件を設け、最終レベルのEAP IIIを修了するためには英語集中プログラム (EAP) におけるGPA2.00以上、TOEFL (ITP) 500点以上を満たすことが要求されている。学生は条件を満たすまで繰り返し同じレベルを履修することが義務付けられている。

また、履修単位の上限を原則1セメスター18単位とし、アカデミックアドバイザーの許可を得れば24

単位まで履修可能としている。

さらに、GPA制度を採用し、シラバスによって学習成果の評価方法を明示している。学生便覧やオリエンテーションを通して、単位修得の基準が示され、運用されている。また、授業開始後の1週間は履修登録変更（アド/ドロップ）期間とし、学生に履修登録変更の機会を与え、さらに授業期間の3分の2までを履修中止（Withdrawal）期間と定めることにより、GPA制度が実質的に機能するように配慮されている。

また、入学後、英語集中プログラム（EAP）の進級が能力別に行われることに加え、オプションである冬期プログラムの利用、留学などによって、学修の進捗度には同じ学年であってもばらつきがあり、学生の意志による選択の幅も広がっている。そのため、学生の在学年数による学年次とは別に、修得単位数によりフレッシュマン（28単位以下）、ソフォモア（29～60単位）、ジュニア（61～92単位）及びシニア（93単位以上）という4段階の修学段階に分けることにより、学修の進捗状況を適切に把握している。

これらのことから、単位の実質化への配慮が十分になされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

授業形態は、英語による双方向のディスカッションやグループワークを交えた講義が行われ、目的に応じて演習、実験、実習、フィールド型授業などを交えた少人数教育が行われている。

また、平成16年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に「国際的通用性のある人材育成を目指して－英語力の抜本的向上のための教育実践－」が採択され、英語・ビジネス学習機会の提供、海外大学とのビジネスカリキュラムの共同開発及び独自英語教材開発の3つの取組が行われている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各授業科目のシラバスは、各課程の faculty meeting で検討・作成され、教育研究会議で決定する。大学のウェブサイトに掲載され、授業でも配付されている。

シラバスの記載項目は、科目概要、学生の到達目標、授業形態及び授業内容、受講要件、成績評価方法、教材、授業計画、あらかじめ持つておくことが望ましい専門知識、授業方針等に加えて、教員の電子メールのアドレス、研究室の位置、オフィスアワー等となっている。さらに、各授業科目のレベルがわかりやすいように科目コードで分類し、学修の進捗に適した履修科目の選択や指導ができるようになっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

図書館は24時間・365日開館し、インターネット環境が整ったIT教室とともに、学生の自主学習を支えて、十分有効に活用されている。図書館内にある言語異文化学習センター（LDIC）では、DVDをはじめとする視聴覚教材、小説や短編集、リスニング教材、TOEFL教材、雑誌等を備え、教員の指導の基に自主学習プログラムを作成し、能力に応じた自主学習を行っている。

基礎学力不足の学生にも対応できる少人数制のクラス編成になっている。教員はオフィスアワーを設定し、学生の質問や相談に応じているほか、アカデミックアドバイジング制度によって、一人一人の学生にアドバイザーが付き、履修指導、学業や留学についての相談指導を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が十分に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は履修規程第15条に、卒業認定基準は学則第52条に定められており、その内容は学生便覧に掲載されているほか、オリエンテーションやアカデミックアドバイジングなど、様々な機会を通じて学生に説明されている。卒業に必要な科目や単位については、確認のためのチェックシートが作成され、学生に利用されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績は、履修規程第15条に定められた成績評価基準に基づき、各授業科目の成績評価基準を担当教員が定めシラバスに明記し、それに基づき成績評価と単位認定を行っている。英語集中プログラム（EAP）においては、それぞれの英語集中プログラム（EAP）科目の成績とTOEFLの成績を総合して進級判定がなされている。海外留学中の履修科目と単位の認定は、各課程のアドバイザー教員、課程長又は基盤教育代表が審査し、教育研究会議に諮って認定を行っている。卒業認定は学則第52条に定める卒業認定基準に基づき、各課程長の審査、教育研究会議と教授会の審議を経て認定されている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

履修規程第18条の成績の変更に関する規定に基づき、成績について不服や疑義があった場合には、成績変更の申立てを行うことができる。また、学生便覧には成績変更についての取扱いが明示され、その周知が図られている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

国際教養大学

<大学院課程>

該当なし

<専門職大学院課程>

グローバル・コミュニケーション実践研究科は、平成20年4月に設置され、平成20年9月から学生受入を行っているため、本評価においては、評価の対象としない。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- すべての授業を英語で行うとともに、海外留学を義務化していることは、当該大学の特色である。
- 平成16年度に文部科学省現代GPに採択された「国際的通用性のある人材育成を目指して－英語力の抜本的向上のための教育実践－」は、英語・ビジネス学習機会の提供、海外大学とのビジネスカリキュラムの共同開発及び独自英語教材開発などにより、英語力の向上につなげている。
- 単位の実質化への配慮が十分になされている。
- すべての授業科目に科目コードを付し、学修の進捗に適した履修を可能にしている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

グローバル・ビジネス課程では、経済及びビジネスを基本に広く学際的な教育を提供し、生涯学習の基礎を養うとともに、創造力、判断力、独自性及びグローバルな視野を備えた人材を育成し、グローバル・スタディーズ課程では、北米又は東アジアを中心とした地域について学び、グローバル化の進む今日の国際社会において活躍するために必要な知識と異文化理解、分析力を備えた人材を育成している。目標達成状況を検証・評価するために、中期目標・中期計画が策定され、これに基づいて毎年の計画策定と達成度の検証が行われている。検証に当たっては、自己評価委員会を置き、教育研究水準の向上を図るとともに、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究の活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果の概要を公表している。その上で、秋田県地方独立行政法人評価委員会及び大学が設置する外部評価委員会による評価を受けている。また、次のような目標の達成状況を検証・評価する指標が用いられている。

(1) GPA制度

特定の科目を除き、成績を5段階（A、B、C、D、F）で評価し、A～Fの各評価段階にそれぞれ4.0～0の評価点（Grade Point）を付与して、1単位当たりの評価点の平均値であるGPA（Grade Point Average：成績評価平均点）を算出している。GPAは、学生が学修すべき内容の理解度や達成状況などを測る指標となっている。

(2) 留学中修得単位

1年間海外の提携大学へ留学することが義務付けられているが、留学先で修得した単位は一定の基準を満たせば単位として認定している。留学先での修得科目単位数や認定可能な単位数は、学生が身に付けるべき学力等の到達度を検証・評価する指標となっている。

(3) TOEFL

英語集中プログラム（EAP）を修了して進級するためにTOEFL500点、留学の前提として550点相当を条件とし、卒業時には600点以上を目標としている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教養教育科目と専門教育科目の2つに区分され、卒業に要する総単位数は124単位となっている。平成

19 年度秋セメスターの成績分布を見れば、約 45%の学生が評価Aで単位を修得していて、不合格者は約 5%である。休学率は1.8%、3年次における進級率は約94%である。

しかし、留学するための要件としてGPA2.50以上、TOEFL550点を課しているために、当該基準を満たすまで延期となる者が相当数いる。このために、標準修業年限内の卒業者は必ずしも多くない。

平成16年度入学者136人は、平成20年3月に64人、平成20年8月に31人が卒業している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生による授業評価（学生評価）は、春セメスター終了時、秋セメスター終了時、及び冬期プログラム終了時に、全科目について実施されており、教育の成果・効果を検証する資料については、教員ごと、科目ごとに把握できる。学生による評価票は、教員に関する質問が17項目、授業科目に関する質問が14項目の計31項目からなる質問票と、5つの質問に自由に答える学生コメントから成り立っている。学生評価の結果では、「興味・関心をひきつけた」、「学習目標を達成するのにふさわしい授業だった」という肯定形の質問のすべてにおいて、「強くそう思う」、「そう思う」の間に回答が集中している一方、「進み具合が速すぎた」、「授業内容は必要以上に複雑だった」という否定形の質問については、「そう思わない」に回答が集中している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成20年3月に卒業した第1期生の就職先の多くは、海外生産・販売・サービスを展開する日系・外資系民間企業となっており、大企業から中小、ベンチャー企業まで様々である。業種は、メーカー、金融、流通、観光、ホテル、外食産業、教育、ITコンサルタント等、地域的には、就職機会の多い大都市圏内企業が中心となっている。そのほか、海陸運送、病院、木材加工業等の秋田県内企業に就職し、地域の発展に貢献したいという学生や、更なる学問研究に向けて大学院を志望し、国立大学の大学院等に進学した学生もいる。育成したい人物像は卓越したコミュニケーション能力、語学力を持ち、グローバル化する国際社会の変化に対応できる教養や実践的な知識、経験を身に付けて現代を取り巻く内外の諸問題に関心を持ち、その解決に積極的に貢献できる人材であるが、第1期生の就職先や進学などの卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学生は語学力や海外留学経験を活かせるような進路を希望し、それに沿った選択になっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生は4年間の徹底した英語による授業や留学によって語学力に自信を持ち、また、寮生活、インターンシップ体験、海外留学等を経験したことで多様性の認識や異文化理解が深まり、様々な厳しいカリキュラムや生活体験を通して主体性、行動力、自己管理能力、コミュニケーション能力、忍耐力等様々な社会人として必要な基礎力を高めていることがうかがえる。企業もそうした学生を評価し、商社、銀行、メーカー、流通、マスコミ等が大学において企業説明会を実施し学生を募集・採用するようになっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対しては、オリエンテーションにおいて、カリキュラム及び履修プランに関するガイダンスを行うとともに、英語集中プログラム（EAP）の説明会を併せて行っている。2年次には、留学を控えた学生向けの留学オリエンテーションを開催し、各課程のカリキュラム及び留学先での履修プラン等について説明し、留学先から帰国した学生により、現地での体験談の発表や履修上のアドバイスを行っている。

課程選択時には、課程長が学生一人一人と面接を行い、専攻する課程の履修の流れや特色等について説明するほか、今後の学習を自分のキャリアにどのように結び付けるか等について話し合わせ、これを基に、学生は専攻を決定している。

各学生には個別にアカデミックアドバイザーが割り当てられ、学習相談や様々なアドバイジングが行われている。また、履修登録前にアドバイジングウィークを設け、無理な履修や履修漏れがないか等についてのアドバイスも行っている。なお、各学生には、アカデミックアドバイザーに対する履修科目の報告と相談を義務付けている。

このほか、学生会主催の授業内容等の説明会や教員との座談会など、学生の興味、視点、要望を取り入れたガイダンスを行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

毎週一定の時間、オフィスアワーを設けており、すべての常勤教員が学習相談やアドバイジングを行っている。オフィスアワー以外の時間帯についても、学生がアポイントメントを取ることで対応を可能とするなど、柔軟な運用がなされている。また、非常勤教員を含めた全教員の電子メールアドレスを公開し、学生からのメールでの個別相談にも応じている。

開学当初からアドバイザー制度を導入しており、学生一人一人に割り当てられたアカデミックアドバイザーが適宜学習相談に応じているほか、各セメスターの履修登録ごとにアドバイジングウィークを設け、短期の履修計画や、卒業までの履修プランなどの長期の履修計画についても指導を行っている。

学習面や履修面で問題を抱えている学生に対しても、学生相談室やその他関係部署との連携を強め、必要な相談や助言を行っている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

各セメスター終了時点で、累積GPAが 2.00 を下回った学生を抽出し、学生部長、アカデミックアドバイザー、カウンセラー、学生課及び教務課による連絡会議を開き、必要に応じて個別に相談、指導を行っている。

全教員にフィードバックされる学生による授業評価、あるいは各教員が授業の中で実施するアンケートなどにおいて把握された学生ニーズについては、直接に各教員が把握し、対応策を講じている。

事務職員が、日々学生と接する中で把握した学生の不満・不安等について、事務局長、学務部長及び学生部長に報告・協議され、教育研究会議やファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の議題に採り上げているほか、個別の教員にフィードバックしている。学習支援に関するニーズの把握と対処例として、TOEFL講座の開講などが挙げられる。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に関しては、英語と日本語による学務オリエンテーションを実施し、必要事項を説明している。また、交換留学生一人一人に対しても専攻に合わせたアドバイザーが割り当てられ、履修プランから授業の質問まで、多岐にわたってのサポートが行われている。

障害のある学生への学習支援に関しては、聴覚障害者1人に対し、ノートテイカーを募集し、授業内容の書き取りと、授業後に補足説明等のサポートを行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

図書館は24時間・365日開館し、DVD、CD-ROMなどの視聴覚教材やインターネットを自由に活用して学習することができるIT教室とともに、学生の自主学習を支えている。

また、図書館内にある言語異文化学習センター（LDIC）では、学生は、専門教員のアドバイスを受けながら、個々の能力に応じた学習計画に沿って、英語、中国語、韓国語、モンゴル語、ロシア語、フランス語、スペイン語、及び日本語の自主学習を行っている。

さらに、24時間・365日開館している図書館と学生寮に連結しているカフェテリアでは、深夜まで多くの学生が勉強している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生会は、学生組織の自主的な活動を広く支援するのみならず、自らも様々な活動を企画・運営・実施

しているほか、学生の意見を聴取・伝達し、学生をまとめ、予算・決算等学生組織の活動経費について支援を行っている。学生会の傘下には学生活動委員会（学生のイベントの企画運営と実施）、体育祭実行委員会（体育祭と球技大会の企画運営と実施）、大学祭実行委員会（大学祭の企画運営と実施）、クラブ・サークル委員会（クラブやサークルなどの学生団体の設立、更新、予算・会計処理の指導など）、スチューデント・ボイス委員会（学生の意見聴取と伝達など）があり活動している。平成20年度春 Semester 現在、クラブ31団体、サークル6団体、任意団体8団体、特別団体1団体が活動している。各クラブ・サークルには顧問教職員を置き、指導・助言に当たっている。

学生会の特別団体のA I U竿燈会は、毎年8月3日～6日に開催される秋田の伝統行事「竿燈まつり」に参加しており、日本人学生・留学生・教職員が練習の成果と妙技を披露している。こうした学生組織については、その発足から体制作り、規約の整備、補助金の支給、予算・決算の会計処理、備品購入と管理、学内外施設の使用予約と管理、地域・他大学との連携とネットワーク作り、活動計画から実施等全般に対し、学生課が窓口となり、顧問の教職員等と協力しながら、自主的な活動ができるよう様々な支援を行っている。

新入生は1年間の在寮が義務付けられているが、寮生活委員会は、寮利用と生活安全、生活環境改善のために、リーダー的な役割を担っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健康相談については、保健室で看護師が担当しており、平成19年度の処置、投薬、健康相談、ベッド休養等の利用件数は947件、健康診断結果についての健康指導・相談は341件となっており、訪問・利用数の合計は1,288件であった。保健室では、毎月「保健室だより」を発行し、健康情報と健康管理について周知している。

学生生活に関する様々な相談については、学生相談室で臨床心理士がカウンセラーとして週5日対応しており、平成19年度の利用件数は462件であった。医療的にかかわりの必要なケースは学校医である精神科医と連携し支援している。新入生オリエンテーションの期間中に、学生相談室のパンフレットを配付し、メンタルケアについての講話を行っているほか、毎月のニュースレター及び心理教育ワークショップの開催により、相談室が身近な存在であり、いつでも利用できる場所であることなどについて、周知している。

学生の就職・進路については、キャリア開発室の職員が常時相談に当たっており、エントリーシートの書き方やマナー講習を含む就職セミナーの開催、企業説明会の実施のほか、必要に応じて個人面談を行い、早い段階での学生の就職・進路についての意識付けをするとともに、教職員や保護者と連携を取りながら、社会が必要とする人材の育成指導を行っている。また、常時インターンシップ実施のための事前相談も行っている。なお、就職・進路・インターンシップに関する個人面談は、多い月には250件ほどある。

ハラスメントに関しては、「国際教養大学ハラスメントの防止等に関するガイドライン」に基づき、学内にハラスメント相談員及び相談窓口を設置して、相談体制を整えており、これらの情報については、学生便覧に掲載することで学生に周知している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

毎年1回、1年以上在学した正規学生を対象に、学生に対する満足度調査を実施し、生活支援等に関する

る学生のニーズについて、学生課を中心にその把握に努めている。

また、オリエンテーション終了後、寮生活終了後、帰国直前など、正規学生や留学生を対象にアンケートを実施し、学生の意見を聴取している。

さらに、学生会代表者と大学代表者が出席する学生生活委員会を定期的に開催（平成19年度は、5月、7月、9月、11月、12月、1月、2月の計7回）し、学生の声を直接聴取する機会を設けている。

また、学生寮に配置されているRA（Resident Assistant:寮アシスタント）が、年2回各セメスターの初めに寮生全員と個別面談を実施しており、RAの報告書を通して、寮生の状況、意見、相談などの把握に努めている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生課学生支援チームと学生ボランティアのピア・サポーターが中心となって、様々な留学生の日常生活支援、入国管理関係支援、暮らしの情報提供、日本交流及び地域交流の場の提供、学内外の様々なイベント情報提供、日本人学生と留学生との交流並びに秋田県への理解を深めることを目的とした秋田県内各地への観光・見学ツアーの実施、友好・親善イベントの開催やホームステイ等を通じて、留学生に対する生活支援等を実施している。留学生の多くは日本語がわからないことから、常に日英両訳による情報提供、情報周知を基本としており、必要な場合は学生に同行し通訳支援も行っている。また、渡航前情報として『Pre-Departure Handbook』を、来日後の生活情報として『International Student Life Handbook』の英文ハンドブックを配付しており、情報周知はもとより、自助努力で確実な情報を得られるようにし、帰国前には、帰国オリエンテーションを実施して、学生の帰国への不安解消に努めている。

障害のある学生の支援に関しては、障害者用トイレ及び駐車場の整備、車いす用スロープや手すり、点字ブロック、エレベーター、障害者用住居等の設置などを行っている。健康上の理由や精神的ストレスにより一時的、あるいは特別な支援が必要な学生については、学内に一人部屋を用意するなど、状況に応じて個々の学生に向けた対応を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

奨学金については、平成19年度、全学生の約5割に当たる280人（短期留学時奨学金を除く）の学生が日本学生支援機構等による奨学金を受けている。

授業料の減免については、経済的困難を抱える優秀な学生に対して行っており、平成19年度は29人に対して前期分授業料減免、32人に対して後期分授業料減免（いずれも半額免除適用）を行っている。

1年間の海外留学を義務付けている大学として、留学申請時のGPAが3.80以上の成績優秀な学生に対して、留学時に10万円を給付する留学時奨学金制度を設けており、平成19年度は春セメスター3人、秋セメスター6人の計9人に対し、留学時奨学金を支給している。また、独自の奨学金制度としてアンバサダー奨学金を設置している。これは、学生が国際会議や各種研究発表会、あるいは多くの大学生が集まる交流研究会等に参加することを奨励するものであり、国内の場合は1人6万円を上限として、国外の場合は1人10万円を上限として支給しており、平成19年度は、春セメスターには15人に対し643,539円を、

国際教養大学

秋 Semester には3人に対し158,736円を支給している。これら奨学金に関する情報は、学生便覧に掲載するとともに、掲示板や電子メールを通じて、学生に周知している。

学内に学生寮とアパート、学生宿舎が設置されている。1年次は全員寮生活を義務とし、2年次以降は希望者がキャンパス内のアパート又は学生宿舎に入居できるようになっており、全学生の約7割が入居している。そのため、1年次において授業時間外の学習習慣が身に付き、それを支えあう学生間又は学生と教職員間の良好な関係が構築されやすい環境を備えている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 1年次における全寮制は、授業時間外の学習習慣が身に付き、それを支えあう学生間又は学生と教職員間の良好な関係が構築されやすい環境を備えており、当該大学の特色である。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリエーションへの配慮がなされているか。

キャンパスは、秋田市街地から車で約 30 分、秋田空港から車で約 5 分の場所に設置され、キャンパス周辺は、豊かな自然に囲まれている。校地面積は 85,782 m²、校舎等の施設面積は、14,785 m²となっている。

施設の拡充整備については、課程の拡充や学生定員の増加、専門職大学院の設置に伴い必要となる教室・研究室のほか、開学後の状況も踏まえて必要な施設を整備している。

講義室については、課程の拡充や学生定員の増加、専門職大学院の設置により、増設する必要があり、また、少人数教育に合わせ、15～30 人規模の小講義室を多く設置しているが、グループワークなど多様な授業スタイルに対応するため、新たな講義棟の整備及び既存校舎の改修を行っている。設備面では、すべての講義室に冷暖房を完備するとともに、講義に映像が活用できるよう約半数の講義室に AV 機器を設置している。また、パソコンを使った講義ができるよう IT 教室を 4 室整備し、パソコンを合計 180 台設置している。

自主学習施設については、自主学習の環境を向上させるため、平成 20 年 4 月に図書館、IT 教室及び言語異文化学習センター（LDIC）からなる新たな図書館棟を建て、図書館及び IT 教室は、24 時間・365 日利用可能となっている。

運動場及び体育館については、体育実技の授業や課外活動は、キャンパス南側に隣接する秋田県立中央公園のスポーツ施設を利用しているが、秋田県の公共施設であるため、大学が臨機応変に利用できない問題等を抱えており、平成 22 年 2 月を目処に体育館（多目的ホール）を整備する予定となっている。

バリアフリー化については、秋田県のバリアフリー条例に適合した施設を整備し、また、身体に障害のある学生のための住居として、学生寮に 1 部屋、学生宿舎に 4 部屋を設け、国内外の身体に障害のある学生を受け入れる態勢を十分に備えている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮が十分にできていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

高速大容量での通信が可能な学内ネットワーク（LAN）を整備し、学生は、24時間開放のIT教室（全4室にパソコンを合計180台設置）で、電子メールやインターネットによる情報収集のほか、履修登録や成績照会、履修内容照会等を行っている。このIT教室は、学内イントラネットの拠点であり、学生がオンライン・データベース及びインターネットを活用し、宿題やレポート作成ができるように、いつでも自由にパソコンを使用できるスペースとなっている。また、留学生に対応するため、パソコンの基本ソフトは、英語だけでなく他の言語にも対応可能なものとなっている。さらに、キャンパス内の学生寮などにおいても、学内ネットワークを利用することで、電子メールやインターネットを無料で使用することができる。

有線によるネットワーク接続を行わない施設及びエリアについては、基本的に無線LANを利用し、図書館及び言語異文化学習センター（LDIC）に無線LAN設備を設置しているが、今後、新講義棟、学生会館、屋外など無線LANの対象範囲を広げていく予定となっている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

公立大学法人国際教養大学施設管理規程等を定め、学内のイントラネットや学生便覧等で周知を図っている。また、学生会と連携することで規程の遵守及び運用ルールの改善等を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

自主学習の環境を向上させるため、平成20年4月に、図書館、IT教室及び言語異文化学習センター（LDIC）から構成される複合学習施設として、新たな図書館を整備した。

図書館の蔵書数は、当初、洋書約3万冊、和書約1万冊であったが、毎年数千冊（2,500冊程度）ずつ蔵書数を増やし、平成20年5月1日現在、図書54,587冊（うち洋書40,099冊、和書14,488冊）、CD1,060枚、DVD1,029枚、学術雑誌136タイトル、オンライン・データベース11タイトル、新聞15タイトルとなっており、日本に関する洋書を多数揃えている。また、座席数300席、AVコーナー9席、グループ学習室3室となっており、学生がいつでも自由に図書館を利用できるようにするため、24時間・365日オープンとしている。

図書館の24時間開館の管理運営面については、午前8時30分から午前0時までカウンター業務を行い、午前0時から午前8時30分までは、図書館入り口に警備員を配置し、1時間ごとに館内の巡回をすることで保安対策をとっている。

こうした施設・設備の利用方法については、各年度版の学生便覧や入学時のオリエンテーションで説明している。また、新入生に対しては「図書館リサーチ（図書館調査手法序論）」を授業科目の中に組み込み、図書館内での蔵書類の検索方法のほか、国内外の政府機関、政治・経済・社会団体、各種研究機関等のウェブサイトからの情報収集方法及びオンライン・データベースを利用したレポートへの取りまとめ方法などを指導している。

また、平成19年度の利用状況は、利用者数が年間168,026人、深夜の利用状況が月平均119人、館外貸出件数が年間8,218件となっており、貸出期間・貸出冊数が学生については図書が1か月、CD・DVDが1週間で10冊以内となっている。

図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上で必要な資料については、毎月、図書委員会を開催し、

図書委員が各教育プログラムからの収集希望資料を課程長とともにまとめ、リストを提出し、図書委員会で検討して購入する手続きをとっている。

洋書の整備に重点を置き、開学以来、米国の高等教育機関向けの推薦図書リスト（隔月発行の「CHOICE」）や毎週のニューヨークタイムズ紙の書評をはじめ主要欧米雑誌の書評をチェックし、独自の良書リストを作成し、図書委員会で了承を得た上で、系統的に購入する方法を実行している。

また、学生からの購入希望資料についても随時受け付け、同じく図書委員会で検討し、承認を得た上で購入している。予算が限られていることから、和書については、秋田県立図書館と協定を結んで自由に借りられるようにしている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、十分有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 24時間・365日開館の図書館の設備充実・運営は学生へのサービスに主眼が置かれ、十分有効に活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学生の入試、学籍、履修登録、成績、卒業に関する一連のデータは、事務管理システムにより一元的・系統的に管理・保存しており、適切な権限を持った職員のみがデータベースにアクセスできるようになっている。また、証明書自動発行機との連携、ウェブシステムによる履修登録については、別システムのサービスにより実施している。教員の教育活動についての一連のデータは、教務課において、また、事務職員の研修活動についての一連のデータは、企画課においてそれぞれ管理している。

蓄積されたデータや資料の保存年限については、国際教養大学文書取扱規程別表に規定している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

春semester、秋semester及び冬期プログラムに開講されているすべての授業について、海外からの交換留学生も含めた履修学生による授業評価を実施している。評価結果は、担当ディレクターから各教員に還元され、当該大学が目指す教育活動が行われているかを検討・評価するための材料として活用されている。

また、学生に対する満足度調査を実施し、履修登録・アドバイザー制度・留学支援・学生支援・就職支援・各種福利厚生・利便施設等について把握し、調査結果を各教職員に周知し、各自の業務目標の設定などに反映している。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

国外の有識者などからなる国際教養大学外部評価委員会（委員 7 人、平成 19 年度 1 回開催）、国内の有識者からなる国際教養大学トップ諮問会議（委員 8 人、平成 19 年度 1 回開催）等において、当該大学の設置理念、語学・教養教育及び専門教育の各プログラム、学生の支援体制、大学の施設・設備及び教育環境等の様々な分野について、評価・審議を行っている。

評価・審議結果は報告書にまとめられ、各教職員に配付・周知され、各自の業務目標の設定などに反映

しているほか、TOEFL対策セミナーの実施やカリキュラム改訂につながっている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

平成16年4月の開学以来実施してきた「2004年カリキュラム」について、グローバル・ビジネス、グローバル・スタディズの各課程にカリキュラム見直しに係るワーキンググループを設置し、1年にわたって検討を行った結果、必修科目、リベラルアーツ要件等の卒業要件の見直し、科目単位数の統一、留学先で修得した単位認定の弾力化、日本語副専攻の設置及び教職課程（高等学校教諭一種免許状（英語））の開設、グローバル・スタディズ課程に従来の北米分野及び東アジア分野に新たなトランスナショナル分野の追加等を内容とした「2008年カリキュラム」に改訂し、平成20年4月入学者から適用している。

「2008年カリキュラム」は、グローバルなリベラルアーツ教育を強化するとの観点から、必修科目を減らし選択科目が増えたこと、海外留学中に修得した単位認定を弾力的に調整するための新科目を設置したこと、グローバル・ビジネス課程においてはリベラルアーツ教育にふさわしい経済学の科目を充実したこと、グローバル・スタディズ課程にトランスナショナル分野を設けたこと、1科目の単位を3単位の統一したこと、日本語教育副専攻及び教職課程を新たに設けたこと、などが改訂の特徴である。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教員自身が「教育」、「学務」、「地域・国際貢献」及び「研究」の4分野についてまとめる自己評価申告書、春semester、秋semester、冬期プログラム終了時に実施される学生評価、さらに同僚評価、各課程長等のディレクターによる評価など、教育の質の維持・向上のための材料、機会が全教員に対して組織的、定期的に提供され、教員は継続的に改善に取り組んでいる。学生による評価票の中の質問項目には、授業内容、教材、教授技術等についての項目が合計31項目あるとともに、授業への改善提案や、科目と教員についてコメント形式で回答する設問もあり、これらも教員評価に反映されることから、教員はsemesterごとに改善を迫られる仕組みとなっており、実際に学生参加の促進、宿題の工夫、ビデオやDVDの活用、シラバスの改善など、様々な改善策を施している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

中期目標において、相互研修を通じて、教員の資質の向上を図るとともに、新たな教育資源や教育プログラムの開発、教授法の充実に努めることが掲げられ、これを具現化させるための中期計画を定め、その実現に向けての施策を行っている。

ファカルティ・ディベロップメント委員会は、国際教養大学ファカルティ/スタッフ・ディベロップメ

ント委員会設置要綱により設けられており、具体的な活動については、学務部長、各課程長、学生部長と事務局長が協議の上、必要性の高いテーマを決定し、教職員を対象に実施している。これまでは、大学の目指す方向性を再確認するため「教養教育」を取り上げたほか、学習支援として「シラバスの充実」や「学生のメンタルケア」、「授業外での学生支援」などをテーマとして実施した。特に学習支援については、教員のみならず事務職員が学生と接する中で学生のニーズを汲み上げ、それを学務部長、学生部長や学務部長に働きかけて実施することが多くなっている。

教職員全体を対象とするもののほか、各課程やプログラムごとに毎月1回教員が集まり、会議若しくは研究会を開催している。これまで、英語集中プログラム（EAP）では、教育方法、評価方法・基準、教科書・教材の選定、プログラムの進行度合と個々の教員の実践状況等を、基盤教育（BE）では、アドバイジング、基礎的能力の習得と専門教育への学習の連続性、学生評価のレビュー等を、グローバル・ビジネス課程では、新カリキュラムの検討、留学アドバイジング、単位互換、地域貢献等を、グローバル・スタディーズ課程では、トランスナショナル分野を加えた新カリキュラムの検討、前提条件科目の再検討、留学アドバイジング、単位互換、セミナー科目の内容の検討等を、日本語教育プログラムでは、留学生のプレースメントテストとクラス編成、教育内容と方法論、学生評価と情報交換に基づくカリキュラムの改善等をテーマに、学生のニーズに基づき実践的で機動的なFDが行われている。

また、田沢湖のホテルに合宿してFD・SDセミナー「Retreat」を実施し、「日本語力の強化をどう図っていくか」、「英語によるプレゼンテーション力及び表現力の強化をどう図っていくか」、「事象分析力の強化をどう図っていくか」及び「大学院進学希望者への支援体制をどう図っていくか」に関して集中的な議論を行っている。

このほか春semester、秋semester、冬期プログラム、サマープログラム（日本語教育のみ）ごとに実施される学生による授業評価、同僚評価、各課程長等のディレクターからの評価に基づき、個々の教員レベルでもFDが行われ、授業での説明方法、話し方、宿題の内容を変更した等の改善が施されている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FDにおける取組の成果としては、まず平成20年度からのカリキュラム改革が挙げられる。内容としては、英語集中プログラム（EAP）の単位数を増加したほか、これまでの学習成果に鑑み、リーディングを必修科目として追加した。また、教養教育の充実を図るべく、基盤教育（BE）の科目を分野ごとに分け、それぞれの分野における必要修得単位数を決めている。グローバル・ビジネス、グローバル・スタディーズの各課程においては、科目群の整理・充実を図るとともに、海外での履修科目との単位互換の範囲を拡大するなどの改善を施した。このほか、学習の進展度合いに合わせたアドバイジング方法への改善、UMAP単位互換方式を活用した単位互換方法の開発、各ディレクターで組成したシラバス・ワーキンググループによるシラバス情報の統一化、コースカタログの作成、TOEFL特別補講の実施、AV対応教室を4年間で2教室から14教室へ拡大などの事例が挙げられる。

授業評価に基づくFDについては、春semesterに比べ、秋semesterの評価の全体の加重平均が向上していることから、課程・プログラムごと、教員ごとに授業評価に基づく教育の質の向上に努力していると考えられる。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育支援を主たる業務とする事務職員の研修活動として定期的な内容のものとしては、平成 19 年度から、秋田大学及び秋田県立大学と連携して実施している事務職員フォローアップ研修に、プロパー職員 8 人を派遣しているほか、平成 18 年度より公立大学法人としての運営能力向上のため、秋田大学に事務職員 1 人を派遣し、1 年間にわたる研修を行っている。

また、学内研修としては、NAFSA (Association of International Educators) 及び提携大学の現状、戦略的マネジメント、大学の歴史、学生支援のあり方などについてのSDセミナーを開催している。

なお、より円滑な事務遂行のため、平成 20 年 4 月から、毎週、各課長等で構成されるディレクター会議を開催し、情報の共有と緊密な連携の確保に努めている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育の質の向上とその改善のためのシステムとして、データ収集、学生の意見聴取、学外関係者からの意見活用、評価結果のフィードバック、教育課程の見直し、各教員の教育の質向上のための努力、FD、SD等が全学を挙げて行われており、実効を上げている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 19 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 4,373,155 千円、流動資産 1,334,141 千円であり、資産合計 5,707,296 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 2,792,730 千円、流動負債 1,117,761 千円であり、負債合計 3,910,491 千円であり、これらの負債は公立大学法人（地方独立行政法人会計基準）固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である秋田県から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。なお、平成 16 年度に当該大学が学生受入を開始して以降、毎年度の学生納付金収入は安定して確保している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、学内で検討の上、大学経営会議の議を経て、理事長（学長兼務）が決定している。

これらの収支計画は、秋田県知事の認可又は届出後に、当該大学のウェブサイトで公表するとともに、当該大学のパンフレットにも予算概要を記載している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 19 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 1,677,217 千円、経常収益 1,703,044 千円、経常利益 25,827 千円であり、当期総利益は 25,827 千円、貸借対照表における利益剰余金 216,379 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、学長（理事長兼務）が定めた「予算編成方針」に基づき学内予算案を作成し、大学経営会議の議を経て決定し、教育研究経費等の所要額を配分している。

施設・設備については、学生会館（平成 20 年 8 月完成）、新講義棟（平成 20 年 11 月完成）、校舎の改修（平成 21 年 1 月～3 月工事予定、平成 21 年 4 月供用開始予定）、体育館を兼ねた多目的ホール（平成 21 年 1 月着工予定、平成 22 年 2 月供用開始予定）等の整備計画を進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について、秋田県知事の承認を受けた後、秋田県公報に公告し、当該大学のウェブサイトで公表するとともに、当該大学のパンフレットにも予算概要を記載して配布している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査及び秋田県の監査委員による監査を行っている。

また、内部監査については、公立大学法人国際教養大学会計規程第 44 条において、理事長が必要と認めるときは特に命令した職員に内部監査を行わせることができるとしているが、これまで実施していない。定期的実施することが期待される。

なお、当該大学の資本の額その他の経営の規模が、地方独立行政法人法に定める基準に達していないことから、会計監査人の監査は受けていない。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営組織は、大学経営会議及び教育研究会議を中心に組織されている。また、学長の諮問に応じ審議・提言及び助言を行う「トップ諮問会議」を設置している。

事務組織は、事務局に総務、企画、教務、学生の4課及び秘書、広報・入試、キャリア開発の3室を設置し、平成20年11月1日現在、職員数は72人となっている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

理事長が学長を兼務していることから、意思決定が迅速に行える体制にある。さらに、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定を行うことができるよう、大学経営会議、教育研究会議及びトップ諮問会議が設置されている。

理事長、理事及び大学経営会議の議を経て理事長が指名する者3人以内で構成される大学経営会議は、原則毎月1回開催され、法人の重要事項を審議している。また、学長、学長が定める教育研究上の重要な組織の長、その他教育研究会議の議を経て学長が指名する7人以内の教職員で構成される教育研究会議は、原則毎月1回開催され、教育研究に関する重要事項を審議している。

このほかに、委員9人（加えてオブザーバーとして秋田県知事）で構成されるトップ諮問会議が毎年1回開催され、当該大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、学長に対し提言又は助言を行っている。

なお、平成19年度は、大学経営会議が11回、教育研究会議が13回、トップ諮問会議が1回開催されている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

大学経営会議の委員に学外の有識者が含まれるほか、トップ諮問会議においても各界の有識者を委員に委嘱している。外部評価委員会や秋田県地方独立行政法人評価委員会の委員についても、学外の有識者で構成されており、様々な方法を通じて学外関係者のニーズの把握に努めている。

また、学生に対する満足度調査や授業評価を通して、学生の各種ニーズの把握に努めているほか、「保護者の会 地区別懇談会」を全国6か所で開催するなど、保護者のニーズの把握にも努めている。

教員については、月1回、課程ごとにミーティングを行い、必要に応じて教育研究会議の場で議論を行っているほか、事務職員についても、月1回、学長ミーティングを行い、学長及び事務局職員の意見交換の場として活用している。

なお、教員の過半数が外国人であることから、会議はすべて英語で行い、議事録も英文と日本語の両方を作成の上、全教職員に送付し、情報の共有と決定事項の周知徹底を図っている。

また、各種方法により把握されたニーズを、大学の管理運営に役立てている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は2人が配置され、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、財務諸表、決算報告書のほか、大学の業務運営及び処理状況等について監査を行っている。また、適宜、大学への財務会計上の指導を行っているほか、大学経営会議に出席し、監事としての立場から必要な助言を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員の資質向上については、「大学職員としてのミニマムスキルの習得を目指し、大学マネジメントの円滑な運用ができるようになる」という職員育成方針を定め、計画的に行っている。具体的には、大学セミナーハウス主催の大学職員セミナー及び大学人コミュニケーション力養成セミナー、日本能率協会主催の大学職員マネジメント研修プログラム、秋田大学や秋田県立大学等との合同での職員研修会の開催などの外部研修に参加させているほか、他大学と人事交流（秋田大学）や学内でのSDセミナー（戦略的マネジメント、大学の歴史、学生支援のあり方など）を行うなど、業務遂行における資質の向上に取り組んでいる。また、幹部職員についても公立大学協会主催の公立大学経営セミナー等に参加している。このほか、職員主体の年2回程度の国際系4大学（当該大学、国際基督教大学、立命館アジア太平洋大学、早稲田大学国際教養学部）による会議を共同開催し、教務、学生支援、留学等について討議、情報交換を行っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針として、中期目標の中の「業務運営の改善及び効率化に関する目標」において「評

価結果の業務への迅速な反映」及び「業績主義に基づく評価」の2つを掲げており、これに基づき、学則をはじめとする学内の諸規程が整備されている。また、役員の職務及び権限は公立大学法人国際教養大学定款に、各構成員の担当業務は公立大学法人国際教養大学大学経営会議規程別表に規定されている。このほか、理事長（学長）の選考については公立大学法人国際教養大学理事長選考規程に、副学長の選考については国際教養大学副学長選考規程に規定されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-2② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の理念、中期目標、中期計画、年次計画のほか、自己点検・評価結果、外部評価結果、秋田県地方独立行政法人評価委員会による評価結果等が大学のウェブサイトに蓄積され、常に閲覧できる。また、学内のイントラネットに諸規程、定期的に発信される学長からのメッセージ等を掲載するなど、必要な情報にいつでもアクセスできるシステムを構築している。このほか、毎月の学生数や教職員数、留学の状況、地域貢献活動の状況などの大学の基本情報が国際教養大学 Fact Data として編集・蓄積されており、必要に応じて参照することができる。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-1① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

学則第2条第2項の規定に基づき、国際教養大学自己評価委員会が設置されている。この自己評価委員会において基本方針や実施基準等が定められ、これに基づき、自己点検・評価を行っている。また、自己点検・評価に当たっては、大学の活動全般にわたって、アンケートや統計資料等の根拠資料・データを適宜引用しながら行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-2② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価については学則第2条において、その結果の概要を公表するものとしている。これに基づき、自己点検・評価の結果について、『国際教養大学自己点検・評価報告書』として作成、公表しているほか、大学のウェブサイトからも閲覧することができる。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-3③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

学則第2条第4項の規定に基づき、外国人を含む計7人の委員（外国人3人、日本人4人）で構成される国際教養大学外部評価委員会が設置されている。委員会では、毎年度作成される自己点検・評価の結果について、大学の教育研究活動等における質の向上に資するため、外部評価を行っている。

また、外部評価委員会による評価のほかに、秋田県地方独立行政法人評価委員会による、各年度の計画

に対する評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価の結果は、関係課等にフィードバックされ、カリキュラム改革や施設の改修、設備の改善等、管理運営の参考とされている。また、外部評価委員会を設置し、学外の有識者から当該年度の自己点検・評価結果についての評価を受けるとともに、前年度以前の改善点等についても、きちんと対応しているかどうかの検証を受ける体制を構築している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 管理運営の重要さを認識し、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定と組織管理がなされている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 国際教養大学

(2) 所在地 秋田県秋田市

(3) 学部等の構成

学部：国際教養学部

研究科：グローバル・コミュニケーション実践研究科（9月開講）

附置研究所：該当なし

関連施設：言語異文化学習センター、起業家リーダーシップ研究育成センター、言語独自学習センター、地域環境研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）

学生数：学部654人，大学院（9月開講）

専任教員数：49人

助手数：0人

2 特徴

国際教養大学は、グローバル化に伴う諸課題に対応する人材が求められる一方で、わが国高等教育が大きな革新の必要に直面する中、国際教養という新しい理念を掲げ、英語をはじめとする外国語の卓越したコミュニケーション能力と豊かな教養、グローバルな知識を身につけた実践力のある人材を養成し、国際社会と地域社会に貢献することを目標として、2004年4月、公立大学法人という設置形態により開学した。

本学が開学するまで、秋田県内には3大学・8短期大学が高等教育の機会を提供していたが、グローバル化の時代に対応したユニークな取り組みを持つ大学を新たに開設することは、秋田県のみならず、日本の高等教育全体の革新と水準の向上という点で大きな意味を持っている。

本学は、1学部2課程、1研究科（2008年9月開講）で構成され、授業は全て英語で行うなど、これまでの日本の大学ではなし得なかった画期的な教育システムを打ち出している。

(1) 学術的手段としての「英語」能力の養成

全ての正規授業を英語で行うことから、入学直後から集中的な英語教育を行い、授業についていくことができる実践的でアカデミックな英語能力を養成する。

(2) リベラルアーツ教育の充実

リベラルアーツ教育に重点を置き、人文科学、社会科学、自然科学、芸術分野に至るまで幅広い教養科目を提供する。

世界中の多様な社会制度や文化について広い知識を習得する一方で、日本語や日本研究の科目を学ぶことで、日本人としてのアイデンティティを培う。

(3) 二つの専門教育課程

専門課程に「グローバル・ビジネス」と「グローバル・スタディズ」の二つの課程を設置している。グローバル・ビジネス課程では、経済学に根ざした広く学際的な教育を提供し、創造的、批判的、独創的に、グローバルな視点で考え、生涯学び続ける基礎づくりを行い、グローバル・スタディズ課程では、今日のグローバル化が急速に進む社会で成功するために不可欠な知識、文化的感性と分析力を養う。

(4) 海外留学の義務づけ

他国で学ぶことを通じて、実際に異文化環境を体験し、グローバルな視野を身につけることを目的に、1年間の海外提携大学への留学が義務づけられている。なお、海外提携大学数は2008年5月現在、26ヵ国・地域75大学に及んでいる。

(5) 職業意識の涵養

授業科目としての「キャリア・デザイン」や地域企業などへの「インターンシップ」を実施することにより、学生の職業意識を涵養し、卒業後の円滑な就業に資する。

この他に、国際社会で通用する実践力を備えた人材を養成する立場から、年齢・性別・国籍を問わず教育に熱意ある教員を広く世界に求めており、その結果、専任教員の約半数が外国籍の教員となっている。

また、新入生は、1年間の寮生活が義務づけられており、多くの留学生も寮で生活することから、様々な国籍や文化を背景にもつ留学生との共同生活により、日本にしながら異文化体験ができるほか、日本人学生と留学生双方にとって自分を見つめ直す貴重な経験となっている。

2008年4月にはグローバル・コミュニケーション分野では初めての専門職大学院（グローバル・コミュニケーション実践研究科）を9月入学により開設したほか、学部においては、教職課程の設置や、入学定員を150名に増員し、その学生募集に際しては、入学前のボランティア活動やフィールドワークなどを評価するギャップイヤー制度を取り入れた9月入学制度を導入するなど、さらなる新しい取り組みを進めている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 国際教養大学の理念

国境を越えて、多面的な交流が進むグローバル化の時代にあっては、多様な価値観や世界観を互いに認め合い、諸問題の解決に努めながら、それぞれが未来を切り拓いていくことが求められる。

こうした認識のもと、本学は、「国際教養（International Liberal Arts）」という新しい理念を掲げ、英語をはじめとする外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力のある人材を養成し、国際社会及び地域社会に貢献することを目標としている。

2 養成する人材

上記の理念を踏まえ、国際教養大学は、次の人材を養成することを目指す。

- ・語学力や異文化理解などの総合的なコミュニケーション能力を有する人材
- ・グローバルな知識を共有し、現代の諸問題の解決に貢献できる人材
- ・国際社会において活躍できる個性的で実践力を備えた人材

3 基本方針

国際教養大学は、大学としての使命を果たすため、次の取り組みを行う。

（1）国際社会に通用する人材の育成

ヒト・モノ、カネ、情報が国境を越えて複雑に行き交い、世界との相互依存関係がますます深まる今日のグローバル化社会にあっては、私たち一人ひとりが国際社会の一員として、様々な課題に問題意識をもって取り組み、その解決に参画していくことが求められている。

こうした状況に対処していくためには、異文化を理解するための十分なコミュニケーション能力を身につけ、国際社会を舞台に、様々な分野で活躍できる実践力を備えた人材を育成していくことが肝要であり、そうした時代の要請に着実に応えていく。

（2）東西交流拠点の形成

秋田県及び日本全体として、北米諸国との交流とともに、日本海対岸諸国の中国、韓国、モンゴル、極東ロシアといった北東アジア地域との交流にも大きな期待がある。

このため、本学では、北米やヨーロッパの諸大学との連携や、アジア太平洋地域のトップクラスの諸大学との学術交流を通じ、学術・文化面における東西交流の結節点としての役割を担うことを目指す。さらに、本学で培った人材が世界のネットワークにしっかりと連なることによって、様々な分野における国際的な交流や国際貢献へと拡大展開され、発展していくことが期待できる。

（3）地域社会への貢献

本学では、地域の知的探求に応え、地域社会の活性化、地域経済の発展に寄与するため、地域貢献活動に積極的な取り組みを行う。具体的には、図書館の開放、公開講座の開催のほか、ユニークな教育手法や様々な専門分野に及ぶ人的資源、国際性を活かし、次のような地域貢献事業を展開する。

① 講師派遣・各種講演活動

国際色豊かな教員が要望に応じて秋田県内各地に出向き、それぞれの専門分野などについてわかりやすく講演を行う。

② 起業家リーダーシップ研究育成センター

(CELS : Center for Entrepreneurship and Leadership Studies for Regional Economies)

起業やリーダーシップの分野において国内外で著名な研究者や実務家を秋田に招へいし、講演会を開催することにより、地域と大学、学生と企業との交流の機会を設ける。

③ 地域環境研究センター

(CRESI : Center for Regional Sustainability Initiatives)

秋田県内の自然、文化、伝統資源の持続的運営に関する学術調査を実施し、その調査結果を地域活性化や実際の資源運営に反映させていくことを目指す。

④ 言語独自学習センター

(CILL : Center for Independent Language Learning)

秋田市中心部のカレッジプラザサテライト・センター内に本学CILLを開設し、本学学生が受講している授業と同様の言語学習の機会を一般の方々にも提供する。

4 各課程の教育目的

大学としての教育目的及び養成する人材のほか、各課程の人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的を次のとおり定めている。

(1) グローバル・ビジネス課程

経済及びビジネスを基本に広く学際的な教育を提供し、生涯学習の基礎を養うと共に、創造力、判断力、独自性及びグローバルな視野を備えた人材を育成する。

(2) グローバル・スタディズ課程

北米又は東アジアを中心とした地域について学び、グローバル化の進む今日の国際社会において活躍するために必要な知識と異文化理解、分析力を備えた人材を育成する。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

大学の目的は、中期目標及び学則の中で明確に定められており、その内容は学校基本法に規定された、大学一般に求められる目的と照らして、適切な内容となっている。

また、大学の目的の公開状況についても、ウェブサイトや学生便覧、学長式辞、学長訓辞等を通じて大学構成員に周知されているほか、ウェブサイト、各種冊子、講演活動などを通じて社会一般に対しても公表されている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は、国境を越えて多面的な交流が進むグローバル化の時代にあって、「国際教養（International Liberal Arts）」という新しい理念を掲げ、英語をはじめとする外国語による卓越したコミュニケーション能力と、豊かな教養、グローバルな知識を身に付けた実践力のある人材を養成するための教育活動を展開してきた。学部は一学部で構成され、2課程を置いているが、課程に進級するためには、英語集中プログラム（English for Academic Purposes）及び基盤教育（Basic Education）の厳格な要件をクリアしなければならない、更に1年間の外国留学を義務化していることは、大学の教育理念、目標を達成する上で、優れた教育システムである。このシステムを運営するに当たって、適切な学部・課程、センター構成となっている。

教授会については、学長、副学長、教授、准教授、助教及び講師で組織され、学生の入学、休学、復学等身分に関する事項及び学長から諮問を受けた教育研究に関する重要事項を審議するなど、必要な活動を行っている。

教育活動に係る意思決定は、教育課程や教育方法等に関しては実質的に各教育プログラムにおいて検討され、全学的に構成される教育研究会議において審議・決定される形態をとっている。これは、本学の規模を鑑みると、本学の教育の理念・目標を達成し、教育の質の維持向上させる上で十分に機能している。

基準3 教員及び教育支援者

教員の組織編成については、その基本方針に基づき編成されるとともに、編成に当たってはあらかじめ教育研究会議の意見を聴いて、大学経営会議では、教育研究会議の意見に配慮の上、審議を行っている。また、教員一人あたりの学生数は5.85人となっており、本学の教育課程において少数精鋭による少人数教育を実践する上で、必要な教員が確保され、適切に配置されている。

教員公募、契約制、任期制、評価制、年俸制を採用することによって、機動的・弾力的に多様な人材を確保し、教員組織の活動を活性化するための措置が講じられるとともに、教員の採用・昇格に際し、教育上の能力や教育に対する熱意を重視した取り組みが行われている。また、教員の採用や昇格に関する基準は「国際教養大学教員採用及び昇任規定」に明確に定められ、選考委員会によって適切に運用されている。教育上の指導能力の評価についても、採用の際の英語による模擬授業や面接のほか、昇任に当たって授業評価に関する実績の検討を行うなど、実践面を重視した細心の注意が払われている。

教員の教育活動については、セメスター毎の授業評価、年度ごとの総合評価によって行われている。それぞれの評価結果は各教員に通知され、それを受けて各教員は必要な改善に取り組んでいる。また、教育目的を達成するための基礎として、教育内容と関連する研究活動が十分に行われている。

教育課程を遂行するために必要な資質の高い職員が量的にも確保されている。学生の履修上のサポートや教員主体の英語による faculty meeting にも参加し、情報共有を図るなど、職員の能力は十分に活用されている。

基準4 学生の受入

学生の確保に関し、「全国から意欲のある有為な学生を広く募集するとともに、より多くの県内出身学生の確保に努める」と中期目標に基づき、大学の理念や目的、求める学生像やそのための入学者選抜方法をホームページやパンフレットなどの広報資料、入学者選抜要項などに明示するとともに、さまざまな説明会やイベントでも通知している。3種類の一般選抜試験や多様な特別選抜試験を全国で複数回開催することにより、これらの条件に合致し、かつより優秀な学生（一般学生のみならず留学生、社会人、編入学生を含む）の確保に努めている。試験の実施に当たっては、事前にマニュアルなどを作成することにより、円滑な運営に努めている。学生の選抜にあたっては、外部有識者を含む入学試験委員会を設置し、学生募集、選抜方法、問題作成、合否判定などを協議することにより、より公正かつ適格な入学試験の実施と入学人数の適正化、選抜の検証が行なわれている。実入学者数については、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっておらず、適正化が図られている。

基準5 教育内容及び方法

英語をはじめとする外国語教育と、基盤教育、専門教育のそれぞれの課程において「学士」の学位に適した授業科目が配置され、本学の理念と目的に沿った教育課程が体系的に編成されている。

授業の内容は、基盤教育及びそれぞれの専門課程の目的に従い、複数の区分を設け、系統的に学ぶことができるよう、各科目の位置づけにふさわしい内容が盛り込まれており、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているとともに、教育の目的に照らして、講義、演習、討論、ティームティーチング、実務家をゲストスピーカーに招いた授業、メディアを用いた授業など多岐にわたり様々な工夫がなされている。また、教員の研究活動を奨励し、様々な研究成果が授業の内容に反映されている。

海外提携校との学生交換交流協定、デュアルディグリー協定、インターンシップ、編入学、地域の高等教育機関との連携など多様なニーズへの取り組みが積極的に行われている。

単位の実質化に十分配慮しているとともに、それを支える学生の自主学習に対する支援体制は、宿舎や図書館のインフラ整備、24時間開館の図書館や、学生ひとりひとりに対するアカデミックアドバイザーシステムなどハード、ソフトの両面で全学的に整備され、結果としてすべての授業が英語であるという、全国でも例がない教育の取り組みを行っているにもかかわらず、進学や就職においても学生たちが順調な成果をあげている。

教育課程の編成に適した授業科目のシラバスが作成され、各授業で配布されるほかウェブサイトを通して、広く活用されている。

教育目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準は、学則や履修規程に規定されており、その内容は、学生便覧に記載されているほか、オリエンテーションなど様々な機会を通じて学生に広く周知されている。このほか、成績評価等の正確さを担保するために、成績変更についての申し立ての機会が設けられている。

基準6 教育の成果

各課程ごとの、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等については、学則に明確に定められており、学生便覧や概要等複数の媒体により周知されている。また、それらの達成状況は、自己評価など様々な方法により検証され、その結果を公表している。

単位取得状況、成績分布より、学生は、英語をはじめとする外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識等本学が求める学力及び能力を確実に身に付けていると考えられ、教育の成果は上がっている。留学先でも年間25～30単位を取得しており、本学の学生の学力の高さを裏付けるものとなっている。学生による授業評価の結果についても、肯定的な意見が多数を占め、この点からも教育の成果や効果が上がっていると

判断できる。また、進路状況を見ても本学で身に付けた能力や本学における経験が活かされており、内定率100%という実績に教育の成果が表れている。

基準7 学生支援等

入学時、課程選択時、留学前後など、学生にとって重要な節目ごとに、ガイダンス等が実施されているほか、学生の視点や要望を積極的に取り入れたガイダンスを行うなど学生のニーズにも配慮している。また、常勤教員によるオフィスアワーや全教員によるメールでの個別相談、アドバイザー制度など、様々な方法を通じて学習相談や助言が行われている。学習支援に関する学生のニーズは、連絡会議や授業評価などシステムの把握されるものに加え、事務局で任意に把握されるものも含め多角的に把握され、適切な対応がなされている。

特別な支援が必要とされる留学生や身体障害者に対しては、必要に応じて柔軟に対応をしている。留学生に対しては生活面、学習面、各種手続き等においても英語・日本語の2ヶ国語でサポートをしている。また、勉学に励む学生のため、24時間オープンしている図書館に加え、コンピューター室、自主学習室、カフェテリアなどを開放し昼夜を問わずいつでも予習復習できるよう環境を整えている。

学生組織に対しては、大学事務局が窓口となり、顧問の教職員等と協力しながら、適宜、助言や対応を行うなど、学生の課外活動が円滑に行われるよう、支援が適切に行われている。

学生の各種相談等のために、保健室、学生相談室、キャリア開発室が設置されているほか、ハラスメント防止のための相談員及び相談窓口が設置され、必要な助言等が行われている。また、生活支援等に関する学生のニーズについては、学生満足度調査のほか、学生生活委員会の開催等を通して適切に把握され、必要な改善に努めている。

留学生に対しては、様々な生活支援のほか、日英両訳による情報提供や通訳支援、オリエンテーション、各種冊子の配布を行っている。また、障害のある学生に対しては施設面等での支援を行っており、その他特別な支援を必要とする学生に対してもそれぞれの状況に応じた支援を行っている。

学生の経済面での援助については、各種奨学金のほか、経済的困難を抱える優秀な学生に対する授業料の減免を行っているとともに、また、新入生への1年間の寮生活の義務づけや、全学生への1年間の海外留学の義務づけを考慮し、大学敷地内に学生宿舎等を整備し、退寮時や留学時における円滑な引っ越しに配慮している。

基準8 施設・設備

本学は、大学設置基準をはるかに上回る校地と校舎を保有し、教育研究を行う上で相応しい施設を整備しているとともに、開学後の状況等から新たに必要となった施設についても、早急に検討を行い、設置団体の理解を得た上で順次整備している。また、施設等のバリアフリー化についても、県のバリアフリー条例に適合した施設等を整備するなど、配慮がなされている。なお、本学の施設・設備の特長としては、年中無休で24時間開放している図書館やIT教室、言語や異文化を独自に学習するセンターなど自習学習環境の充実が上げられる。

情報ネットワークについては、高速大容量での通信が可能な学内ネットワーク(LAN)が整備されており、学生は、Eメールやインターネットによる情報収集のほか、履修登録や成績照会等に、有効に活用している。また、自主学習のためIT教室を24時間開放し、パソコン等が常時使用できるなど、学生のニーズに配慮している。学内ネットワークに係るセキュリティにも十分配慮している。

施設管理・運営の方針は、施設管理規程に明確に規定されており、その内容は、学内のイントラネットや学生便覧及び学生会を通じて、周知が図られている。

教育研究上必要な資料については、各教育プログラムからの教育研究遂行のための資料整備計画の提出、及び図書委員会での体系的な蔵書構築に関する検討を通して、体系的に整備されている。また、図書・学術雑誌を利用する図書館、コンピュータを利用するIT教室、言語学習のために視聴覚資料を利用する言語異文化学習

センター（LDIC）が三位一体となって運用され、有効に活用されている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

学生の入試、学籍、履修登録、成績、卒業に関するデータは「事務管理システム」により一元的・系統的に管理・保存されているとともに、教員の研究活動や事務職員の研修活動に係るデータについても関係課においてそれぞれ管理されるなど、教育の状況について、その活動の実態を示すデータ等が適切に収集され、管理されている。

学生の意見は授業評価、満足度調査などを通して把握され、また、学外関係者の意見は外部評価委員会やトップ諮問会議を通して把握されている。それぞれの評価結果等は各教職員に周知され、各自の業務目標の設定などに反映されている。

教員には、学生評価などの各種評価結果が組織的、定期的に提供され、その評価結果に基づき、授業内容等の継続的な改善が行われている。また、学生による評価結果が教員評価に反映されるなど、教員は Semester 毎に様々な改善を施さなければならない体制となっており、実際に様々な改善策を施している。

ファカルティ・ディベロップメントについては、教職員が学生と接する中で学生のニーズを吸い上げるなど、様々な方法により各種ニーズを把握し、それに基づき教職員全体のほか、各課程・プログラムごと、各々の教員レベルにおいてなど、様々な形態で適切に実施されている。また、カリキュラム改革や教養教育の充実など、ファカルティ・ディベロップメントが、様々な形で教育の質の向上や授業の改善に効果的に結びついている。

また、教育活動の質の向上を図るため、事務職員を外部研修に派遣しているほか、他大学との人事交流や学内研修を行うなど、資質の向上を図るためのスタッフ・ディベロップメントについても適切な取り組みが行われている。

基準10 財務

大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための資産を有しており、実質的な債務は無い。秋田県からの運営費交付金のほか、学生納付金等の自己収入が安定した増加傾向をみせており、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。

収支計画は、大学経営会議の議を経て定められ、その内容はウェブサイトで公開されている。収支の状況は、支出超過とはなっておらず、また、教育研究活動に要する経費も確保されている。

財務諸表は、秋田県知事の承認後、秋田県公報及び本学ウェブサイトに公表している。財務に係る監査については、監事及び秋田県監査委員が定期的実施している。

基準11 管理運営

本学の管理運営組織については、大学経営会議、教育研究会議及びトップ諮問会議を設置するとともに、必要な事務職員が配置されており、大学の目的を達成するために適切な規模と機能を持っている。また、大学経営会議、教育研究会議及びトップ諮問会議は、学長のリーダーシップの下、効果的な意志決定を行う上で有効な機能を果たしている。

大学経営会議及びトップ諮問会議等には学外の有識者が含まれ、学外者のニーズの把握に資するほか、アンケート、授業評価、懇談会を通して、学生及び保護者のニーズの把握にも努めている。教職員についても、月1回のミーティングを通してニーズを把握するなど、学内及び学外それぞれの意見を管理運営に反映させている。

監事は、財務諸表、決算報告書等に係る監査のほか、適宜、大学への財務会計上の指導や大学経営会議での必要な助言を行うなど、適切な役割を果たしている。

国際教養大学

職員の資質向上については、人材育成に係る方針を定め、外部研修や人事交流等を計画的に行うなど、組織的な取り組みが成されている。

管理運営に関する方針は、中期目標に定められ、これに基づき学則を初めとする学内の諸規程が整備されているほか、管理運営に関わる役員の職務権限等も、関係規程に定められている。

大学の構成員が適切な意志決定を行う上で必要な、大学の目的や計画等はウェブサイト上に蓄積され、広く閲覧できるほか、その他必要な情報についてもイントラネット上や FACT DATA として整備され、活用されている。

自己点検・評価は、根拠となる資料等が適宜引用され、その結果はウェブサイトを通じて大学内及び社会一般に公開されている。自己点検・評価結果を検証する機関として外部評価委員会等が設置され、その評価結果は、関係課等にフィードバックの上、今後の管理運営の参考とされている。また、外部評価委員会による評価において、自己点検・評価の妥当性のほか、前年度以前の改善点への対応状況についての検証も受けている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/daigaku/jiko_kokusaikyoyo_d200903.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-2-①-3	学生便覧3、5頁
	1-2-①-5	平成20年度学部入学式における学長式辞
	1-2-②-4	入学者選抜要項1頁
基準2	2-1-②-1	公立大学法人国際教養大学の組織体制 Organization Chart of AIU
	2-1-⑤-1	『Akita International University 2007-2008 教育研究センターの紹介』34頁
	2-2-①-1	国際教養大学学則 第20条
	2-2-①-2	公立大学法人国際教養大学定款 第18条から第21条
基準3	3-1-①-1	公立大学法人国際教養大学学則 第3条第2項(学部・学科・入学定員及び収容定員)
	3-1-①-2	公立大学法人国際教養大学定款 第2節 教育研究会議
	3-1-②-1	学生便覧2008-2009「1.アカデミックアドバイザー」(85頁)
	3-1-⑥-1	国際教養大学教職員評価規定 第1条～第5条
	3-1-⑥-2	国際教養大学教職員就業規定 第5条第3項
	3-1-⑥-3	国際教養大学教職員給与規定 第2章(第5条から第11条)
	3-2-①-1	国際教養大学教員採用及び昇任規程
	3-2-②-1	国際教養大学教職員評価規程
	3-2-②-2	学生による評価票
	3-2-②-3	Tabulation Sheet for Student Evaluation
	3-2-②-4	同僚評価票
	3-2-②-5	教員評価方法について
	3-2-②-6	教員評価の流れ
	3-3-①-1	本学専任教員の教育内容と研究内容の関連性
	3-4-①-1	国際教養大学事務局体制(平成20年5月1日現在)
基準4	4-1-①-1	入学者選抜要項(1～3頁)「1.入学者選抜方針」
	4-1-①-2	Akita International University 2007-2008「大学の理念と目標(1頁)」、「入学試験情報(39頁)」
基準5	5-1-①-1	学生便覧2008-09「2004カリキュラム」(34頁 app.06)
	5-1-①-2	学生便覧2008-09「国際教養大学における学びの流れ」(38頁 app.07)
	5-1-①-3	学生便覧2008-09「進級に係る要件一覧」(33頁 app.05)
	5-1-②-1	English-for-Academic-Purposes (EAP) Studies 2007 Policies
	5-1-②-2	学生便覧2008-09「国際教養大学におけるカリキュラム編成」(31頁 app.03)
	5-1-②-3	学生便覧2008-09「リベラルアーツ要件各分野別科目対応表」(32頁 app.04)
	5-1-③-1	授業内容への研究成果の反映例
	5-1-③-2	科研費の状況
	5-1-③-3	学長プロジェクトの状況
	5-1-④-1	提携校一覧 PARTNER INSTITUTIONS
	5-1-⑤-1	学生便覧2008-09「3-4.履修登録単位数の制限」(97頁)

	5-1-⑤-2	学生便覧 2008-09 「2-4. 修学段階、2-5 科目コード」 (91 頁)
	5-3-①-1	国際教養大学学則 第 52 条
	5-3-①-2	国際教養大学履修規程 第 15 条
	5-3-①-3	学生便覧 2008-2009 「4. 成績評価システム」 (101, 103 頁)、「10. 卒業」 (115 頁)
	5-3-①-4	卒業までの履修 Check Sheet
	5-3-③-1	国際教養大学履修規程 第 18 条
	5-3-③-2	学生便覧 2008-09 「4-7. 成績の変更」 (105 頁)
基準 6	6-1-②-1	2007 年度秋セメスターの成績分布
	6-1-③-1	2007 年 春・秋セメスター学生評価データ
	6-1-④-1	1 期生の進路状況
基準 7	7-2-②-1	Akita International University 2007-2008 「キャンパスライフ」 (31 頁)
	7-2-②-2	国際教養大学学生寮規約
	7-3-①-1	保健室だより 5 月号～ (2008)
	7-3-①-2	学生相談室ニュースレター 3 月号
	7-3-①-3	学生便覧 2008-2009 「国際教養大学ハラスメントの防止等に関するガイドライン」 (237, 239 頁)
	7-3-②-1	平成 18 年度 学生支援体制に係る満足度調査 調査票及び調査結果
	7-3-②-2	国際教養大学学生生活委員会規程
	7-3-②-3	RA との面談内容 2008
	7-3-③-2	「International Student Life Handbook」 (一部抜粋)
	7-3-④-1	学生便覧 2008-2009 「11. 本学正規学生に対する特待制度」 (155, 157 頁)
	7-3-④-2	路線バススケジュール 2008
基準 8	8-1-③-1	公立大学法人国際教養大学施設管理規程
	8-1-③-2	学生便覧 「V 各種施設について」 (169～179 頁)
	8-2-①-1	A I U 図書館選書方針
基準 9	9-1-③-2	トップ諮問会議議事録 「第 5 回 トップ諮問会議 議事・発言要旨」
	9-2-①-1	ファカルティ/スタッフ・ディベロップメント委員会設置要綱
	9-2-①-2	ファカルティ・ディベロップメント等実施状況について
	9-2-③-1	SD セミナー配付資料
基準 10	10-1-①-1	貸借対照表 (平成 16 年度～平成 18 年度)
	10-2-②-1	損益計算書 (平成 16 年度～平成 18 年度)
	10-2-③-1	平成 20 年度の予算編成方針
	10-2-③-2	平成 20 年度当初予算の概要
	10-3-①-2	Akita International University 2007-2008 (42 頁) 「2007 (平成 19) 年度 大学予算」
	10-3-②-1	監事監査報告書
	10-3-②-2	財政的援助団体等の監査結果について
基準 11	11-1-②-1	公立大学法人国際教養大学定款 第 13 条から第 16 条
	11-1-②-2	公立大学法人国際教養大学大学経営会議規程
	11-1-②-3	国際教養大学トップ諮問会議規程

国際教養大学

11-1-③-1	公立大学法人国際教養大学大学経営会議名簿
11-1-③-2	国際教養大学トップ諮問会議委員名簿
11-2-①-1	国際教養大学学則 第2条
11-2-①-2	国際教養大学自己評価委員会規程
11-2-①-3	国際教養大学外部評価委員会規程
11-2-①-4	公立大学法人国際教養大学定款 第8条から第12条
11-2-①-5	公立大学法人国際教養大学経営会議規程別表
11-2-①-6	公立大学法人国際教養大学理事長選考規程
11-2-①-7	国際教養大学副学長選考規程
11-2-②-4	国際教養大学 Fact Data [2008年3月]
11-3-①-1	国際教養大学自己点検・評価報告書目次
11-3-①-2	国際教養大学自己点検・評価報告書 (39～43頁、97～99頁)
11-3-③-1	国際教養大学外部評価委員会委員名簿
11-3-③-2	平成19年度外部評価委員会報告 (和訳)